

印

1. 各筆明細

(捨印)

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称	公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2	電話番号	027-251-1220	同意欄 ※自署又は押印	
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称	松井田 花子	住所	〒379-XXXX 安中市松井田町XXX	電話番号	XXXX-XXXX-XXXX	同意欄 ※自署又は押印	

[illegible]

中間管理権を設定する土地における(B)以外の権原者				
住所	氏名又は名称	権限の種類	同意欄	備考
土地所有者が複数人いる、若しくは相続未登記農地であり法定相続人が複数いる場合には、その持ち分について過半数の同意が必要になります。 また、相続未登記農地の場合は相続関係図を提出してください。				

(記載注意等)

(1)この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。

(2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。

なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。

(3) (F) 欄の「権利の種類」は、「貸借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。

物納の場合は、(F)欄の「権利の種類」に「貸借権」と記載する。

(4) (F) 欄の「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的（例：水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地）を記載する。

(5) (F) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。

物納の場合は、(F)欄の「借貨」に「米〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。

(6) (G) 欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者(代表者)を記載することができる。

(7) (H) 欄の「借貨の支払方法」は、借貨の支払期限(12月)と支払方法(口座)を記載する。

物納の場合は、(H) 欄の「借賃の支払方法」に「物納」と記載する。

(機構関連基盤整備事業についての説明)

機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

(物納についての説明)

(1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。

(2) 物納の引き渡しについては、権利の設定を受ける者（公益財団法人群馬県農業公社）を介せず転貸を受ける者（農地耕作者）自らの責任により直接中間管理権を設定する者（土地所有者）に対して行う。

(3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者(土地所有者)と転貸を受ける者(農地耕作者)が責任をもって協議し解決する。